

(注：本質問事項は原則として貴局管轄収容場における昨年1年間の状況を対象としています。)

入管側出席者；松平渉外調整官、来島処遇部門統括、矢田執行部門統括、萩原難民調査部門統括、大城審判部門統括

参観側出席者；安倍、中島、下川、小谷、津田

1. 収容の状況について

(1) 現在の被収容者数を男女別、国籍別にお教えてください。また、難民認定申請中の人及びLGBTの人の数をお教えてください。

(H30年9月1日現在)被収容者218人(男性184人、女性34人、ブラジル49人、フィリピン21人、トルコ19人、難民申請中17人、LGBTの自己申告者1人)

(2) 2017年中の仮放免者数(うち難民認定手続き中であった者の数、仮放免申請に基づいて仮放免された者の数)をお教えてください。

仮放免許可者数148人(うち難民認定手続き中であった者15人、申請に基づいて仮放免された者111人)

(3) 医療について、

ア 常勤、非常勤の医師数、看護師数をお教えてください。

非常勤医師1人、常勤看護師1人、常勤准看護師1人(資格を有する入国警備官)

イ 医師による診察を申し込んだ数、受診した数、及び外部の医療機関に移送した数を診療科目別にお教えてください。また、救急搬送は何件でしたか。

庁内診療申し込み4,744件、庁内診療実施4,744件、外部診療508件(歯科105、外科97、皮膚科53、精神科49、眼科47、耳鼻科28、消化器科26、呼吸器科25、泌尿器科23、循環器科17、内科8、リウマチ科6、産婦人科6、救急外来23(複数科受診の場合もあるので科目別合計は総数を上回る))。救急搬送数については統計を取っていないため回答が困難。

ウ 医師による診察を申し込んだにもかかわらず不許可にした数、およびその理由をお教えてください。

不許可数は無し

エ 診察申し出を不許可にし、常備薬で対応し経過を観察する場合に、常備薬の処方はどのように行われていたのでしょうか。

診療申し出を不許可にした事例はないが、救急常備薬は初期の風邪や絆創膏で対応できるような切り傷などの軽微な症状対応のために用意している。被収容者が救急常備薬を求めた際には、庁内外の診療において処方された薬品との併用の可否を考慮するほか、救急常備薬の服用方法に定められた方法を本人に説明した上で処方している。

オ 昨年3月に東日本センターで被収容者のベトナム人男性がくも膜下出血で死亡しましたが、夜間や休日などに被収容者が痛みを訴えた場合にはどのように対応していますか。

夜間休日などに症状の訴えがあった場合や看守警備員が異常を発見した場合には、症状、体温、血圧、脈拍数を計測し既往症の有無を確認し、電話で看護師、准看護師に連絡してその指示を仰いで適切に対応している。意識がない、呼吸がない、痙攣、激しい痛みを訴えるなど急を要する場合には躊躇なく救急外来に搬送する、または救急車出動を要請している。

(4) 過去2年間、1年毎における自傷行為の件数、及び自殺件数をお教えてください。

被収容者処遇規則18条該当の隔離措置を取った件数は；H28は2件、H29は11件。自殺件数(既遂)は無し。

- (5) 国費送還者、自費送還者数およびそれぞれについての送還忌避者数をお教えてください。また、送還忌避者のうち、難民不認定処分に係る不服申立て棄却について送還前日に告知を受けた者の数をお教えてください。

国費送還者 68 人（うち送還忌避者 19 人）、自費送還者 856 人（うち送還忌避者 0 人）。送還忌避者のうち、難民不認定処分に係る不服申立て棄却について送還前日に告知を受けた者 0 人。

## 2. 処遇について

- (1) 規則第 2 条に基づく意見聴取の回数をお教えてください。

意見箱投函 91 件。半数以上は意見聴取対象外の内容で、仮放免や在留嘆願など要件にあてはまらないものであるが、措置の必要なものは具体的に対応している。

- (2) 規則第 4 1 条に基づく被收容者の処遇に関する申し出や請求の件数および内容についてお教えてください。

総数 16,556 件（うち、事件手続き 156 件、処遇に関して 15,386 件、その他 1,014 件）。

- (3) LGBT の被收容者に対して特別の処遇をした人は何人いましたか。また、どのような処遇をしましたか。

LGBT の統計は取っていないため実数は不明。自己申告した人に対しては心情および身体的特徴を勘案した上で、他の被收容者と混収を避け、入浴および運動を個別に実施するなどの配慮を行っている。

## 3. 戒具の使用および隔離について

- (1) 規則第 1 9 条に基づく戒具の使用は、下記においてそれぞれ何件ありましたか。また、その使用は必要最小限度の範囲内であるか所長等は確認をしましたか。

戒具の使用は原則的に所長等の命令に基づいて行われるが、命令を受けるいとまがなく入国警備官が戒具を使用した際には速やかに所長等に報告し、所長等はその使用が必要最小限であることを確認している。

- 一 逃走のおそれがあり、防止方法がない（第 1 9 条 1 項 1 号）

0 件

- 二 自己または他人に危害を加え、防止方法がない（第 1 9 条 1 項 2 号）

9 件

- 三 收容所等の設備、器具その他の物を損壊（第 1 9 条 1 項 3 号）

0 件

- (2) 被收容者処遇規則第 1 8 条（以下、「規則」という。）に基づく隔離処分は、同条各号に以下のように規定されています。

- 一 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為（第 1 8 条 1 項 1 号）

- 二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害した（第 1 8 条 1 項 2 号）

- 三 自殺又は自損（第 1 8 条 1 項 3 号）

（国会議員からの質問に対する法務省の回答では）東京入管、名古屋入管、大阪入管における隔離件数は以下の状況でした（2017 年 1 月 1 日～11 月 30 日）。

入管名	1 8 条 1 項 1 号該当	1 8 条 1 項 2 号該当	第 1 8 条 1 項 3 号該当	隔離件数
東京	18	26	18	61
名古屋	35	18	10	59
大阪	31	31	4	66

名古屋入管における、上記それぞれの隔離事由別の隔離中の戒具使用件数をお教えてください。

昨年中の隔離件数は 68 件で、うち戒具を使用したものは 9 件であった。その内訳は

18 条 1 項 1 号該当 ; 2 件

18 条 1 項 2 号該当 ; 5 件

18 条 1 項 3 号該当 ; 3 件

(要件が複数該当するものがある)

#### 4. 難民認定等状況について

(1) 下記にあたる人数を教えてください。

ア 難民認定申請者総数、そのうち上位 5 カ国の出身国別数、及び仮滞在者の数

難民認定申請者及び仮滞在者のうち、それぞれ、女性の数、男性の数、LGBT の人の数、18 歳以下の数

難民認定申請者総数 46 人 (うち上位 5 カ国の出身国別数 ; イラン 12 人、インドネシア 6 人、ベトナム 6 人、トルコ 4 人、ネパール 3 人、フィリピン 3 人)、仮滞在者 0 人

女性 2 人、男性 44 人、LGBT を申し立ての理由にしている数は統計を取っていないため不明、18 歳以下 0 人

イ 難民申請一次認定者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数

どちらも該当無し

ウ 難民申請一次不認定者のうち、異議申し立てをした者の総数、上位 5 カ国の出身国別数

(異議申し立てを含んだ(移管受理を除く)) 審査請求数は 55 人 (トルコ 12 人、ベトナム 11 人、インドネシア 9 人、イラン 7 人、ネパール 7 人、ウガンダ 2 人、パキスタン 2 人)

エ 異議申し立てをした者のうち、認定者数、棄却/却下者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数、異議申し立てを取り下げた者の数と、それぞれ上位 5 カ国の出身国別数

認定者数 0 人、棄却/却下者数 0 人、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数 0 人、審査請求を取り下げた者の数 10 人 (インドネシア 3 人、ネパール 2 人、イラン 1 人、スリランカ 1 人、トルコ 1 人、ベトナム 1 人、ミャンマー 1 人)

オ 貴局管轄において退去強制処分を受けた被収容者数、仮放免申請の件数及びそれを不許可にした件数、仮放免処分を受けた件数

退去強制処分を受けた被収容者数 1,090 人、退去強制令書による仮放免申請の件数 486 件、それを不許可にした件数 399 件、仮放免許可した件数 76 件

カ 中部国際空港支局における、一次庇護上陸許可申請数、同許可数、難民認定申請数、空港支局の平均収容日数。

一次庇護上陸許可申請数 3 件、同許可数 0 件 (不許可 2 件、取り下げ 1 件)、難民認定申請数 2 件、平均収容日数 1.04 日

#### 5. 入国者収容所等視察委員会の意見等について

(1) 平成 28 年 1 月 26 日に視察委員会から、「収容施設で一番危惧しているのは、閉鎖空間で病気に感染することである。結核菌保有者が発症すると他の被収容者に蔓延する。また、この施設は住宅地に位置しており、結核が蔓延したとなると、住民からの信用をなくし、今後、何かあっても認めてくれないであろう。このことから入所時のレントゲン撮影の積極的な運用を検討していただきたい。」との意見が出され、それに対して貴局から、「講じず」として、「被収容者を収容する際は、多言語に翻訳された「健康状態に関する質問書」を被収容者本人に記載させるとともに、体調や既往歴等の聞き取り、検温、血圧測定を行い、その状況によっては速やか

に看護師や医師に相談等し、その指示を踏まえて対応している。また、入所時のレントゲン撮影を一律に実施する予定はないが、月に1回であったレントゲン撮影について、よりきめ細かく対応するため本年4月から月2回に増やすことを予定している。」と報告されています。その後の経過についてお教えてください。

既往歴など自己申告があった場合などの場合には、看護師の所見を受け感染症が疑われる場合には、他の被収容者との混収を避け閉鎖された単独室に収容するなどして速やかに医師の診察を受けさせることにしている。なお、入所時に異常が見られなかったものでも感染症の症状が見受けられたものにたいしては同様の処置をとる。名古屋掖済会病院のレントゲン技師が来庁して検査に当たっている。H28年4月以降は毎月2回原則として入所後30日を経過した被収容者に実施しており、H29年度は160人を検査した。

(2) 同じく、「現在CDウォークマンの持ち込みが認められているところ、iPod等のポータブルデジタルオーディオプレーヤーは被収容者のストレス軽減にもなるので、保安上支障がなければ検討していただきたい。」との意見が出され、それに対して貴局から、「検討中」として、「保安上の観点から、撮影・映像・録音機能のない再生専用のポータブルデジタルオーディオプレーヤーの持ち込みを検討している。」と報告されています。その後の経過についてお教えてください。

撮影・映像・録音機能のない再生専用のポータブルオーディオプレーヤーの持ち込みを検討していたが、国産・外国産を問わず多種多様な機種が存在し、個々の性能を容易に検査することが困難で、保安上のリスクを回避するためには、多大な労力を要し、他の業務に支障をきたす恐れがあり、現状の体制では困難であることから、取扱いの変更をしていない。

#### その他質疑応答

Q；事前質問に対して口頭で回答をいただいたが、聞き逃しもあるので文書で回答いただけないか。

A；本省に文書での回答の確認をしていないので、口頭で回答している。不明瞭な部分があれば、後で訊いてもらえば、今日お答えした内容については回答する。

Q；救急搬送の件数は記録がないので回答できないとのことであったが、別の質問で夜間休日の急病人に対しては看護師に連絡を取って適切に対応しているとの回答であった。救急の時には実際にはどういう風に対応するのか。

A；救急外来23件と回答したのは、病院の受付時間外のために救急外来受診となったものだが、救急車で搬送したのも含まれるし、看護師にチェックをしてもらって連れていった例、突発的に体調不良を訴えて職員が車で連れていったものやサッカーで足を怪我した人も含まれる。

Q；外部病院で診察する際に手錠・腰縄をつけて行われることもあると聞いたが、診察の妨げになるのではないかと、屈辱的な処遇のように思うので、改善してほしい。

A；ここに収容されている人は法律に基づいて身体拘束をする必要があるため、施設の外に連行する場合には逃亡を防ぐために基本的に戒具を使用することになる。サッカーで骨折して外部病院護送時に走って逃亡を図った人もいるが、骨折している人やつわりがひどい妊婦さんの場合などには手錠ははめない。

Q；診察する場合にも手錠をつけるのか。

A；医師の要請があれば外すし、こちらから外す場合もある。暴れているとか、過去に何度も診療の際に逃走を試みた人の場合には外さないが、実際、診療中に手錠・腰縄をつけている例はあまりないはず。そう思う。

Q；病院護送時の戒具使用は被収容者処遇規則ではなく、退去強制令書執行規定を適用されていると東日本センターから聞いたが、ここでも病院護送時にはこの規定を適用しているのか。

A；基本的に適用している法令はどれも一緒である。東日本センターの被収容者は全員退去強制令書が発布された人なので、そういう言い方になったのであろうが、こちらには収容令書で収容されている人もいる。これは退去

強制手続を行うために身体を拘束するというもの。どちらも収容施設外に連行する場合には逃亡を防ぐ必要があるため戒具を使用する。

Q ; そうすると、収容令書によって収容している人を外部病院に連行する場合に戒具を装着するのはどのような規則に基づいて行なっているのか。被収容者処遇規則ですか。

A ; 退去強制令書が発布された人も収容令書で収容されている人も収容施設外に連行する場合には逃亡を防ぐ必要がある。逃亡した場合には大変な社会的にショックを与えることになる。刑事事件の被疑者が逃げたことがあったが、警察官がいたにも関わらず逃げたので、警察の責任問題も含めて社会的に大きな問題になった。

Q ; 難民については、いつの段階で難民申請についての情報を出されるのか。

A ; 処遇部門から難民申請者がいるとの連絡があった場合には速やかに情報提供し、その日のうちに受付等をしている。

Q ; 難民は証拠書類を持って出ることでもできなくて、パスポートも偽造せざるを得ないという大変な状況だが、難民ではない人と比べて何か違った対処をするか。

A ; 収容されていない人よりはなるべく早く事情聴取を行うようにしている。翻訳もこちらでやっているなどの配慮をしている。

Q ; 数字から見るとなかなか難民が認められないのだが、難民申請者は絶望的になったりしているのではないか。

A ; 常に被収容者と会っているわけではないので、その辺は答えられない

Q ; 国籍イラン人という中にはクルド人が多いのか。

A ; 中身についてはわからない。

Q ; 何歳以上がここに収容されるのか。成人だけか。

A ; 退去強制事由には年齢制限がない。年配者でもいるし、在留資格が無い父母から生まれた子供も在留資格がないので赤ん坊でも対象となる。刑法の少年除外のようなものは入管法にはない。だが実際に収容するかとなると別だ。両親のミスで在留資格がない子供の場合には実際には収容することはなく、両親から事情を聴取する。高齢者や病気の人などは在宅で事情聴取することもある。

Q ; 乳幼児でも収容することはあるのか。

A ; ある。退去強制する場合に入管に一旦収容して手続きをしてからになるので、親とともに子供を2日程度収容することはある。

Q ; 強制送還によって親子が引き裂かれることはあったか。

A ; あったのかないかわからない。

Q ; 子供を収容する場合には親子一緒なのか。

A ; 基本的には分けているが、単独室に親子一緒のこともある。20数年前に在留許可がない家族がいて、父親だけを収容し、子供と母親は在宅で事情聴取していたところ、公園に子供を置き去りにして母親が失踪したことがあったが、この場合には仕方なしに子供を父親と一緒に収容したのち帰国させた。

以上